

# 大山崎町議会と町民との懇談会開催要領

平成31年4月 大山崎町議会

## 1 目的

大山崎町議会は、より広く町民の意見を把握し、議会活動を通して町政に反映させるため、議会基本条例第6条第6項に則り、町民との意見交換の場として「大山崎町議会と町民との懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

## 2 開催方法

懇談会は、次のいずれかの方法により開催する。

### (1) 町民公募型

おおむね6人以上の町民から議会に懇談の申込があったとき、議長が議会運営委員会に諮って開催する。

### (2) 議会発信型

議会から大山崎町内の特定の団体等に懇談を申し込み、開催する。

申込先については、議長（所管委員長）が議会運営委員会（所管委員会）に諮って決定する。

## 3 懇談会のテーマ

懇談会のテーマは、町政にかかわるものとし、次のいずれかの方法により設定する。

### (1) 町民公募型

町民から議会に申込のあったテーマとし、議長（所管委員長）が議会運営委員会（所管委員会）に諮って決定する。

### (2) 議会発信型

議長（所管委員長）が議会運営委員会（所管委員会）に諮って決定する。

## 4 開催時期・場所等

なるべく申込者（申込先）の希望日時・場所に沿うよう調整のうえ、議長（所管委員長）が議会運営委員会（所管委員会）に諮って決定する。

## 5 懇談会に参加する議員

議長（所管委員長）が議会運営委員会（所管委員会）に諮って参加議員を決定する。

## 6 意見等の公表

議会は、懇談会で交わされた意見等をまとめた報告書を作成し、議会広報誌「おおやまざき議会だより」及びホームページ等により公表する。